

## 富士市公告第97号

次の業務について、公募型プロポーザルに係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和8年4月20日

富士市長 金指 祐樹

### 1 業務概要

- (1) 業務名 (仮称) 富士市立小中学校再編計画策定及び富士市学校施設長寿命化計画(個別施設計画) 改定支援業務委託
- (2) 業務内容 令和8年8月に改定を予定している「富士市立小中学校適正規模・適正配置基本方針」に基づき、「(仮称) 富士市立小中学校再編計画」の策定支援及び「富士市学校施設長寿命化計画」の改定支援を行う。
- (3) 契約締結日の翌日から令和10年3月31日(金)まで
- (4) 支払限度額 40,601,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)  
(令和8年度:20,300千円 令和9年度:20,301千円)

### 2 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (1) 直近3年間に、地方公共団体において、本プロポーザルと同様の学校施設再編計画又は学校施設長寿命化計画の策定等に関する支援実績を有していること、又は現在支援を行っていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。
- (4) プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、富士市競争入札参加資格審査登録者又は申請者であること。
- (5) プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、「富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相

談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)であると認められる者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

### 3 公募型プロポーザル実施要領等の交付

(1) 交付期間 令和8年4月20日(月)から同年5月29日(金)まで

(2) 交付書類

ア (仮称)富士市立小中学校再編計画策定及び富士市学校施設長寿命化計画(個別施設計画)改定支援業務委託プロポーザル実施要領

イ (仮称)富士市立小中学校再編計画策定及び富士市学校施設長寿命化計画(個別施設計画)改定支援業務委託仕様書

ウ 様式集

(3) 交付方法 富士市ウェブサイトからの入手を原則とする。

なお、富士市ウェブサイトのURLは、次による。

<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/4005050000/p005562.html>

### 4 参加表明に係る質問の受付及び回答

本プロポーザル参加表明に係る質問及び回答については、下記のとおりとする。

(1) 受付期間 令和8年4月20日(月)午前8時30分から

同年4月27日(月)午後5時15分まで

(2) 受付方法 「参加表明に関する質問書(様式-1)」に記入の上、電子メールで送付すること。

また、質問書を送信した場合は、担当課へ電話にてその旨連絡すること。

なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。

メールアドレス ky-tekisei@div.city.fuji.shizuoka.jp

電話番号 0545-55-2760 (直通)

※日曜日及び土曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで対応

- (3) 質問回答日 令和8年5月1日(金)
- (4) 回答方法 メール又は富士市ウェブサイトに掲載する。  
※富士市ウェブサイトへの掲載は、実施要領・仕様書の変更に係るものに限る。
- (5) その他 富士市ウェブサイトに掲載した質問に対する回答内容は、本要領等の追加又は修正として取り扱うものとする。

## 5 参加表明書等の提出

- (1) 提出期間 令和8年4月20日(月)午前8時30分から  
同年5月8日(金)午後5時15分まで
- (2) 提出先 郵便番号 417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地  
富士市教育委員会教育総務課  
メールアドレス ky-tekisei@div.city.fuji.shizuoka.jp
- (3) 提出方法 郵送(提出期限までに必着のこと。)又は電子メール
- (4) 提出書類 (仮称)富士市立小中学校再編計画策定及び富士市学校施設長寿命化計画(個別施設計画)改定支援業務委託プロポーザル実施要領による。

## 6 手続日程

- (1) 令和8年4月20日(月) 公告
- (2) 令和8年4月27日(月) 参加表明に関する質問書提出期限
- (3) 令和8年5月1日(金) 参加表明に関する質問書回答日
- (4) 令和8年5月8日(金) 参加表明書等の提出期限
- (5) 令和8年5月13日(水) 参加資格確認結果通知
- (6) 令和8年5月22日(金) 企画提案書等提出に関する質問書提出期限
- (7) 企画提案書等提出に関する質問書回答日 質問書受付後、3営業日程度で回答
- (8) 令和8年5月29日(金) 企画提案書等の提出期限
- (9) 令和8年5月29日(金) 参加辞退届の提出期限
- (10) 令和8年6月5日(金) プレゼンテーション及びヒアリング
- (11) 令和8年6月上旬 審査結果通知書の発送
- (12) 令和8年6月中旬 契約内容協議
- (13) 令和8年6月中旬 契約締結

## 7 その他(留意事項)

- (1) 参加表明書、見積書及び企画提案書等の作成、提出、ヒアリング等に係る全ての費

用は、参加者の負担とする。

- (2) 参加表明書及び企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び企画提案書等を無効とする。
- (3) 期限までに、参加表明書、見積書及び企画提案書等が提出されない場合は、無効とする。
- (4) 提出された書類等は返却しないものとする。
- (5) 公平を期するため、本公募型プロポーザルの評価者、参加者名等についての質問は一切受け付けない。
- (6) 参加表明書及び企画提案書等提出後において、記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書等に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できない。
- (7) 特定された企画提案書等の内容は、原則として履行するものとする。ただし、本市と協議し、変更することが妥当と認められる場合は、変更することができる。
- (8) 本公募型プロポーザルは、最も評価の高い企画提案書等の提出者を特定することを目的に行うものであり、実際の契約手続は別に行う。
- (9) 契約手続に当たり、最も評価の高い企画提案書等の提出者の特定後に確定する正式な業務委託仕様書に基づき、再度見積書を提出すること。  
なお、再度提出する見積書は、企画提案書等とともに提出する。
- (10) 詳細は、上記3により交付する（仮称）富士市立小中学校再編計画策定及び富士市学校施設長寿命化計画（個別施設計画）改定支援業務委託プロポーザル実施要領プロポーザル実施要領に定めるとおりとする。